

第2部 問題10

第1 設問1について

本件返還決定は、法63条により行政庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用してされたものであり、違法である。

1 本件でAは生活保護以外に児童扶養手当を支給されていた。本来は、児童扶養手当として支給された給付額は生活保護費から減額される必要があったが、減額されず約65万円の過支給が発生していた。本件Aのケースが生活保護法（以下、法とする。）63条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」にあたるとしても、Aが返還すべきなのは「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」である。

2 裁量の有無及び裁量権の逸脱濫用の判断手法

法63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法1条）に鑑み、被保護者が現に返還に耐えうる資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知りうる立場にある保護の実施機関の合理的な裁量にゆだねたものと解される。このような趣旨からすれば、裁量権を行使する際には、保護費返還の必要性のみならず、返還させることにより生じる被保護者の生活への影響や被保護者の自立を阻害することがないかを検討すべきである。

また、法63条は、客観的には「資産」を有していた被保護者が、法4条1項や法8条1項に反して過分な保護を受けた場合にも適用される。このような場合は、本来保護要件を満たさないにもかかわらず保護がされた状態であるから、瑕疵ある処分を取り消して適法な状態にする職権取消しがされることになるはずである。法63条に基づく保護費の返還請求は生活保護決定

を取り消し、その効果が遡及した場合に発生する民法703条に基づく不当利得返還請求権の行使ともいえる。そうすると、法63条による返還請求の可否及び範囲を考えるにあたっては、そもそも当該具体的事案において仮に生活保護決定を取り消すとした場合それが許されるかを検討することが必要となる。

授益的処分の取消しが許される場合とは、授益的処分の取消しは相手方の信頼を害し、事実上の不利益を及ぼすことになるため、当該処分を取り消すことによって相手方の受ける不利益を上回るだけの必要性が認められる場合をいう。このような制限が生じるのは相手方の信頼を害するからであるから、取消しの原因につき相手方に帰責性がある場合は相手方の信頼は保護に値しないため、取り消すことに制限はない。したがって、上記の観点からは、保護費返還につき相手方に帰責性があるか、被保護者に返還を求める必要性がどれだけあるかを検討すべきである。

以上より、法63条に該当する被保護者について、返還金額の決定をする場合には、保護の実施機関による返還金額の決定が、判断の過程において上記した考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる。

3 本件文書に照らして考慮すべき事情を考慮しなかったこと

法63条に基づく裁量権の行使につき、厚労省の担当課長の「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」という文書（以下、本件文書とする。）がある。法63条に基づく費用返還の範囲について、原則全額を返還対象とすること、例外として全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は特定の額を返還額から控除することを認める内容である。裁量権行使の基準を定めていることから、本件文書は裁量基準に該当する。

2で前述したように、返還金額を決定する場合には被保護者の生活への影響、自立を阻害するおそれについて検討することが必要であり、本件文書の内容はこれに合致した合理的なものといえる。合理的理由なく合理的な裁量基準に従わずに処分をすることは、平等原則及び信義則に反し違法となるた

め、本件においても裁量基準に従った処分がされているかを検討する。

本件Aは過支給の期間中、真夏に冷蔵庫が壊れたことから、同等の小型機種買い替えのために支出をしている。また、アパートのドアの鍵の修繕費用も支出している。

前者は日常生活に必要なものを購入するための費用であるから、本件文書の控除可能例の③当該世帯の自立更生のためのやむをえない用途にあてられたものであるといえる。冷蔵庫は地域住民すべてが持っているといえるため、社会通念上容認される程度であると保護の実施機関が認めると考えられる。

また、後者は控除可能例②の家屋補修等の一時的な経費にあたる。ドアの鍵が壊れてしまうと生活もままならないため、保護変更の申請があれば支給が認められていたはずの額にあたりうる。

そうすると、裁量基準に照らせば過支給全額が返還対象とならず、控除されるべき費用があったといえる。保護実施機関としては上記以外にも控除可能な費用がないかをAに聞き取るなどして調査すべきであった。本件において返還金額の決定について具体的な検討がされなかったのであるから、裁量基準に従って処分をしたとはいえず、違法となる。

4 本件過支給の原因が担当職員の過誤によるものであること及びAの生活への影響を考慮していないこと

返還金額を決定するにあたっては、被保護者の生活への悪影響を上回る、被保護者から保護費の返還を受ける必要性が認められることが必要となる。そして、これを検討するにあたっては、保護費返還につき相手方に帰責性があるか、被保護者に返還を求める必要性がどれだけあるかを検討すべきである。

本件でAは児童扶養手当を受給していることを自ら申告しており、過支給になったのは担当職員が繁忙のうちに失念していたことによる。もっぱら行政側の過誤により過支給となっている。そうすると、過支給によって不必要に支出された公費について担当職員に損害を補填させることも考えられる。Aが鬱状態のため月額4万円の所得を得るのが限界であり、保護費が減るうえに月々の返済を請求されると最低限度の生活も送れない可能性があるた

め、返還請求をすべきか検討すべき状態といえる。

それにもかかわらず、全額の返還決定が妥当か、担当職員が損害を補填すればよいのではないかなどの検討を経ることなく本件返還決定がされている。

したがって、考慮すべきことを考慮せずに本件返還決定をしたといえ、裁量権の逸脱濫用があるとして違法となる。

第2 設問2について

本件徴収決定は、法78条1項の「不実の申請その他不正な手段」という要件に該当しないにもかかわらずされたものであり、違法である。

1 「不実の申請その他不正な手段」で保護費を受給した場合、法85条1項に該当し、罰則が適用される。故意犯処罰の原則からすれば、「不実の申請その他不正な手段」を用いるとは、申請の内容が不実なものであるだけでは足りず、不実であることを知って申請をすることが必要であると考えられる。保護要件に該当せず、過支給が生じた場合には法63条が適用されることから、法78条1項が予定しているのは単なる過支給ではなく、被保護者に帰責性がある過支給であると考えられる。

2 本件ではCは子Eのアルバイト収入を申告書に記入していなかった。まず、この記入漏れが不実の申請といえることが必要である。Eのアルバイト収入が申告すべき「収入」にあたらない場合には、これを申告書に記載せずとも、不実の申請をしたとはいえない。

本件でCは、ケースワーカーから、世帯員たる高校生のアルバイトについてはその収入が授業料の不足分や修学旅行費等に用いられる場合には、被保護者世帯の自立更生のため収入として認定されないと聞いていた。このケースワーカーの述べた見解を前提にすれば、Eのアルバイト収入のうちEの修学旅行費に充てられた部分については収入と認定されないと考えられ、これを申告書に記載せずとも不実の記載にはあたらない。

また、参考書の購入費について直接ケースワーカーは言及していないものの、高校生が勉強して自立するために参考書は不可欠であるから、自立更生のため収入として認定されないと考えられる。これについても申告書に記載せずとも、不実の申請にはあたらない。

3 仮に参考書購入費について収入にあたるという認定になったとしても、Cはこれが収入にあたらないと考えている。前述したように、法78条1項が適用されるには当該申請の内容が不実と知りながら申請することが必要となる。今回のように収入にあらず、申請内容が不実でないと考えているのであれば、不実と知っているとはいえないのであるから、法78条1項は適用されない。

4 したがって、「不実の申請その他不正な手段」で保護決定を得たとはいえ、本件徴収決定は違法である。

以上